

# 糸島農業協同組合の訪問介護サービスにかかる重要事項説明書

## 1. 事業者

糸島農業協同組合 (本店住所) 福岡県糸島市前原東2丁目7番1号

## 2. 事業の目的と運営方針

### (目的)

介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づき、当事業所の介護職員等による介護サービスを実施します。介護職員等は、介護が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスを通じて支援を行います。

### (方針)

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にサービスを提供します。
- ご利用者本意のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

## 3. サービス提供事業 (ご利用事業所)

訪問介護	介護保険事業所番号	4073500524号	
	住所	福岡県糸島市浦志二丁目2-12	
	管理者名・連絡電話番号	野田 和男	TEL 092-322-5185
	サービス提供地域	糸島市・福岡市西区	

## 4. ご利用事業所の職員体制等

職種 (資格)	人員	職務内容
管理者	1名	指揮命令
サービス提供責任者	2名	技術指導及び業務管理
訪問介護員	介護福祉士	適切な人数 サービスの提供
	介護職員実務者研修	
	介護職員初任者研修	

\* 勤務体制は営業日に同じ。

## 5. 営業日・営業時間

営業日は、年末年始 (12/31~1/3)・日曜日を除く毎日です。営業時間は以下の通りです。

平日	土曜日	祝日
8:30 ~ 17:30	8:30 ~ 17:30	8:30 ~ 17:30

\* 営業日、営業時間外においても、必要に応じて実施します。

## 6. サービス利用基本料金および利用者負担

### (1) 訪問介護 1回につき

利用者負担金は、介護保険関係法令で定められる介護給付費を介護保険負担割合証に基づき負担をしていただきます。

身体介護		生活援助		身体介護・生活援助	
20分未満	163単位	20分～45分	179単位	20分以上	65単位
20分～30分未満	244単位	45分以上	220単位	45分以上	130単位
30分～60分未満	387単位			70分以上	195単位
60分～90分未満	567単位				
以降30分未満	567+82単位				
加算	2人体制加算（サービス2名対応）：200% 初回加算：200単位 地域加算：10.42 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)：18.2% 同一建物減算：基本単位の-10%				

### (2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は、その実費を徴収します。

### (3) 介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

### (4) 利用者負担金等の支払

月末締め切りの翌月21日（ただし、21日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者へ支払い、利用者はその後市町村から介護保険負担割合証に基づき保険給付分を受けとることになります。

## (5) キャンセル

- ① キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日までに キャンセルの通知があったとき	無 料
サービス利用日の前日までに キャンセルの通知が無かったとき	利用者負担金の全額

- ② 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに（前日までに）次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	TEL	092-322-5185
携帯電話	TEL	080-3971-0298

## 7. 訪問介護計画の作成とサービス記録及び閲覧

- (1) 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- (2) 事業者は、訪問介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。
- (3) サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを5年間保管致します。
- (4) 利用者もしくは、その代理人はいつでも前項の記録を閲覧・複写を求める事ができます。

## 8. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の相談窓口	担 当	野田 和男	
	電 話	092-322-5185	(8:30~17:30)
	携帯電話	080-3971-0298	
公共機関の相談窓口	糸島市役所 (介護保険担当課)		
	電話	092-323-1111	F A X 092-321-1139
	糸島市前原西1丁目1-1		
	さいとぴあ (福岡西区役所西部出張所)		
	電話	092-806-0004	F A X 092-806-6811
	福岡市西区西都2丁目1-1		
	国保連合会		
	電話	092-642-7813	F A X 092-642-7856
	福岡市博多区吉塚本町13-47		
	前原東地域包括支援センター		
	電話	092-321-0543	F A X 092-321-4543
	糸島市潤1丁目22-1		
	前原西地域包括支援センター (富の里)		
	電話	092-324-5600	F A X 092-324-5610
	糸島市富508-4		
	前原地域包括支援センター (マイネスハウス)		
	電話	092-329-1503	F A X 092-329-1504
	糸島市高上171		
	二丈地域包括支援センター (二丈苑)		
	電話	092-325-2338	F A X 092-325-2348
糸島市二丈深江1293-1			
志摩地域包括支援センター (志摩園)			
電話	092-328-8020	F A X 092-328-2172	
糸島市志摩久家2527-2			

## 9. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、市町、主治医、救急、親族、担当介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 (かかりつけ医)	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	野田 和男
-------------	-------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)指針の整備及び虐待防止委員会の設置・開催

## 11. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

① 職員に対する身体的暴力

(例：物を投げつける・蹴る・唾を吐く等)

② 職員に対する精神的暴力

(例：大声を発する・怒鳴る・理不尽なサービスを要求する等)

③ 職員に対するセクシャルハラスメント

(例：手や腕を触る・抱きしめる・性的な嫌がらせ等)

(2) サービス契約の終了

利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

## 12. 守秘義務

(1) 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危機ある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

(2) 前項に関わらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施済みの場合】

- ・実施年月日 年 月 日
- ・実施評価機関の名称 ( )
- ・評価結果の開示状況 ( )

【未実施の場合】

未実施